

青森県弘前市相馬地区地域おこし協力隊募集要項

1. 募集人員 2名

2. 活動場所 弘前市相馬地区
※所属は相馬総合支所総務課になります。

3. 求める人物像

- ・地域の特性や慣習を尊重し、地域行事に積極的に参加するなど、地域住民と十分にコミュニケーションを図り、良好な関係を築くことができる方
- ・幅広い世代との交流を楽しめる方
- ・自ら課題を見つけ、解決のために意欲をもって取り組める方

4. 活動内容

市、地域住民、関係団体と連携しながら次に掲げる活動を行う。

- (1) 地区内集落点検
- (2) 地域行事・コミュニティに係る支援活動
- (3) 地区の伝統・文化振興支援
- (4) 地区内向け協力隊活動新聞等の発行・回覧（月1回程度）
- (5) 弘前市HP内の相馬地区PRページやSNS等を活用した相馬地区の情報発信
- (6) 上記以外の活動で弘前市相馬地区の地域おこしや課題解決に寄与するものとして熱意をもって取り組むもの

※ 実際の活動にあたっては、関係団体や職員と相談の上、活動内容を決めていきます。

※ 関係団体

(1) 受入団体

「相馬地区地域おこし協力隊活動応援協議会」

相馬地区地域おこし協力隊の導入に関する協議及び、着任した隊員の活動に対するアドバイスや活動支援等を行っています。

(2) その他団体

「相馬村農業協同組合」「相馬地域認定農業者連絡協議会」「相馬村農業青年の会」「芽女倶楽部（農産物加工の女性グループ）」「相馬ねぶた愛好会」

「消防団」「岩木山商工会」「紙漉沢青年団」「相馬地区体育協会」「沢田ろうそくまつり実行委員会」「相馬ハンタークラブ」 など

5. 募集対象（下記（１）～（８）全ての要件を満たす方）

- （１）総務省の地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後は住民票を異動し、居住できる方
- （２）地域おこし協力隊としての活動終了後も、弘前市相馬地区に定住する意思のある方
- （３）普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方
- （４）コミュニティ支援業務に精通しているまたは、興味がある方
- （５）パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Ｅメールなど）の一般操作や簡単なチラシ作成などができ、SNSやブログ等の情報発信経験がある方
- （６）心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- （７）地区の生活習慣を尊重し、地域住民とともに活動ができる方
- （８）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

6. 勤務時間・休日

- （１）勤務時間：原則１日７時間 週３５時間勤務
（活動内容により変更する可能性があります）
- （２）休日：４週につき８日間の休日、その他祝日法に定める祝日・休日・年末年始の休日（休日に活動がある場合は平日への振替休暇等による対応となります。）

7. 休暇

- （１）年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与
- （２）その他の休暇（取得条件あり）
 - ① 有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ② 無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

8. 雇用期間 採用の日から令和６年３月まで
（１年単位で更新可能、最長３年間まで）

※採用の日は、応募者と市が協議のうえ決定します。

(令和5年4月1日以降)

※採用の日から1か月間は条件付採用の期間とし、その間職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

※令和5年度以降の雇用・更新の正式決定は、市の各年度予算成立後となります。

9. 給 与 報酬として月額 23万3,333円。
その他、通勤手当相当分を費用弁償として支給
※賞与等の支給はありません。

10. 待遇・福利厚生

- (1) 弘前市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する一般職の会計年度任用職員）として採用されます。
- (2) 社会保険（青森県市町村職員共済組合、厚生年金）及び雇用保険に加入します。
- (3) 活動用の車両（公用車）は市で準備します。
- (4) 事務用として必要なパソコンは、市から貸与します。
- (5) 住宅については、市が地区内の住居を準備し、賃料も負担します（上限あり）。
ただし、光熱水費・町内会費等の生活に必要な費用は自己負担となります。
- (6) 地方公務員法上の服務規定が適用となります。
- (7) 兼業については、営利企業への従事等の制限についてはありませんが（所得上限はあり）、職務専念義務や信用失墜行為禁止の観点から検討を要することもあるため、事前にご相談ください。
- (8) 隊員として1年以上活動され、引き続き定住し起業・事業継承される場合は、一定の条件のもとに起業・事業継承事業費補助金の交付対象となります。

11. 選考の流れ

- (1) 一次選考（書類選考）
 - ① 応募受付締切りは、令和4年11月30日（水）必着
 - ② 郵送又は持参にて提出してください。なお、提出した書類は返却しません。
 - ③ 提出書類
 - ・ 応募用紙
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 自動車運転免許証の写し
 - ④ 一次選考の結果は、令和4年12月中旬頃に文書で通知します。

(2) 二次選考（面接等）

- ① 一次選考合格者を対象に、二次選考試験を行います。日時等の詳細については、一次選考結果の通知の際にお知らせします。
- ② 面接は、原則現地で対面により実施します。
（面接会場までの交通費や滞在費等は自己負担）
- ③ 二次選考の面接等は、令和5年1月下旬頃を予定しております。
- ④ 二次選考結果は、令和5年2月上旬頃に文書で通知します。

12. その他

- (1) 生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の用意をお勧めします。
- (2) 選考実施前に、「おためし地域おこし協力隊（2泊3日）」の実施や募集説明会の開催を予定しておりますので、応募を検討している方は是非ご参加ください。なお、詳細は市HP等でお知らせいたします。
- (3) 弘前市相馬地区の情報や過去の隊員の活動等については、弘前市相馬地区HPをご覧ください。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/soma/>



13. 応募用紙提出先

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市企画部企画課 人口減少対策担当

TEL：0172-40-7121 FAX：0172-35-7956

Eメール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp